

制度整備の方向性について

平成28年1月28日

「成長戦略進化のための今後の検討方針」(平成28年1月25日「産業競争力会議」決定)

I 生産性革命を実現する仕掛け ～イノベーション投資の点火～

1. 第4次産業革命推進／IoT時代の新たな制度環境整備

(4) IoT/BD/AI時代を見据えたデータ・IT利活用の徹底と制度環境整備

経済再生や社会的課題解決のため、教育・観光・農業・医療／介護／健康・地方創生・金融等の各分野における更なるIT利活用策を検討するとともに、マイナンバー制度の導入を踏まえた**個人番号カード・マイナポータルの更なる利活用拡大、法人間の取引等における権限の認証に係る制度整備等の公的個人認証サービスの利活用拡大**、オープンデータの更なる推進、高度IT人材の育成等について検討を進める。併せて、中小企業・小規模事業者によるIT利活用等、生産性向上をあらゆる業種や企業・事業者で実現するための方策についても検討する。

本方針に基づいて、5～6月を目途に、次期成長戦略を策定

(必要に応じ、課題別会合を開催)

《参考》 昨年の成長戦略の実行状況に関する文書

「産業競争力の強化に関する実行計画」(平成28年1月25日「産業競争力会議」決定)

個人番号カード及び法人番号を活用した官民の政府調達事務の効率化

法人の代表者から委任を受けた者が、対面・書面なく電子申請・電子契約等を行うことを可能とする制度的措置及びシステム構築に向けた検討を行い、個人番号カード及び法人番号を用いて、政府調達に関する入札参加資格審査から契約までの一貫した電子化を平成29年度から順次開始する。また、平成29年度から順次地方公共団体での同システムの利用を可能とする。

総務大臣
法務大臣
経済産業大臣

1. 概要

1. 2015年の成長戦略に記載された「電子調達」「電子私書箱」等に係る目標を達成するため、所要の制度整備を行う。
2. 具体的には、法人の代表者から委任を受けた者が、(自己の個人番号カードを用いて)対面・書面なく電子的に、契約書や証明書の作成・提出等を行うことを可能とする制度を整備する。

2. 背景

1. 特に法人間で行われる電子的な取引や手続において、「安全」「安心」な情報の送受を可能とするためには、当該書面の作成者について、以下の点が書面の「受け手」に証明されることが必要。
 - ① 書面の作成者の本人性
 - ② 作成者が所属する法人の実在性
 - ③ 法人の代表者から当該作成者が委任された権限の存在(いわゆる「属性認証」)。
2. ①については「電子署名法」や「公的個人認証法」に基づき、「認定認証事業者」や「JLIS」が証明する制度、②については「商業登記法」に基づき「登記所」が証明する制度が措置済。③の「法人の代表者から委任された権限」を証明する制度が現在存在しない。

3. 方向性

法人の役員又は使用人が電子署名を行った電磁的記録の提供を受けた者に対し、当該法人の代表者が当該役員又は使用人に与えている権限の範囲を証明する業務の認定制度を設けるとともに、認定を受けた者が行う業務の円滑な実施のため、所要の措置を設ける。